

## 森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて

平成 11 年 7 月 1 日付け 11-13  
林野庁指導部長、国有林野部長より  
各森林管理局（分局）治山・林道事業担当部長あて  
林野庁指導部長より各都道府県治山・林道事業担当部長あて  
〔最終改正〕平成 28 年 3 月 31 日付け 27 林整計第 348 号

森林整備保全事業の設計積算については、森林整備保全事業設計積算要領（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通知。以下「設計積算要領」という。）及び森林整備保全事業標準歩掛（平成 11 年 4 月 1 日付け 11 林野計第 133 号林野庁長官通知。以下「標準歩掛」という。）で定められているところであるが、その細部の取扱いについて、下記により取り扱うこととしたので通知する。

なお、「治山事業設計書作成要領等の細部取扱いについて」（平成 5 年 4 月 1 日付け 5-2 林野庁指導部長通達）、「治山事業設計書作成要領及び民有林林道事業設計書作成要領の細部取扱いについて」（平成 6 年 4 月 8 日付け 6-10 林野庁指導部長通達）及び「森林整備事業における押土作業等の作業効率・損料補正の運用について」（平成 11 年 9 月 30 日付け 11-16 林野庁指導部計画課長通知）は廃止する。

### 記

#### 1 設計単価の取扱いについて

設計単価は、「森林整備保全事業設計積算要領の制定について」（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 林野計第 138 号林野庁長官通知）により「設計書に計上する材料の単位当たりの価格とされており、原則として、各都道府県及び各森林管理局設定単価を用いるものとし、これにより難しい場合については、次の方法により決定したものをを用いるものとする。

##### (1) 物価資料による場合

一般的に用いられている建設資材に関する物価資料（以下、「物価資料」という。）を用いて決定することとし、物価資料に掲載されている実勢単価を平均して算定する。

なお、単価の有効桁については、算定に使用した実勢単価の有効桁のうち大きい桁を決定額の有効桁とする。ただし、大きい方の有効桁が 3 桁未満の場合は、決定額の有効桁は 3 桁とする。

また、単一の物価資料にしか掲載のないものについては、その単価とする。

##### <例 1> 有効桁数の大きい方を有効桁とする場合

A 資料：34,000 円（有効桁 2 桁） B 資料：33,500 円（有効桁 3 桁）

平均額：33,750 円 決定額：33,700 円（4 桁以下切捨て、有効桁 3 桁）

##### <例 2> 有効桁数が 3 桁未満のために 3 桁を有効桁とする場合

A 資料：570 円（有効桁 2 桁） B 資料：560 円（有効桁 2 桁）

平均額：565 円 決定額：565 円（最小有効桁 3 桁）

##### (2) 見積りによる場合

(1)の方法により難しい場合は、次の方法により設計単価を決定する。

ア 見積りの徴収

見積りは、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積りの有効期限等の条件を必ず提示して徴収し、見積価格は実勢取引価格であることを確認する。

なお、見積りは、原則として3社以上から徴収する。

イ 単価の決定方法

積算に用いる単価は、異常値を除いた価格の平均とする。

ただし、見積書の数が多い場合は、最頻度価格を採用する。

2 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

随意契約方式により工事を発注する場合の調整については、次のとおりとする。

(1) 調整対象となる工事

ア 現工事の施工業者と随意契約方式にて発注する工事とする。

イ 繰越、国債工事の取扱い

現工事が繰越又は国債で調整対象となる場合は全体工事を対象として調整する。

(2) 調整の対象となる現工事の設計金額は該当追加工事が発注される時点のものとし、その後現工事の設計金額に設計変更が生じた場合でも調整対象現工事の設計金額の変更は行わない額で調整するものとする。

(3) 前記(1)に該当する工事のうち異種の工事の取扱いは次のとおりとする。

ア 異種の工事とは下表のA～Iに区分される工事種別の異なる工事をいう。

表1-1 工種種別

工事種別	工事請負有資格業者名簿による種別
A	一般土木工事、法面処理工事、グラウト工事、しゅんせつ工事、杭打工事、アスファルト舗装工事、セメントコンクリート舗装工事
B	鋼橋上部工事、機械設備工事
C	プレストレストコンクリート工事
D	電気設備工事、通信設備工事、受変電設備工事
E	建築工事、木造建築工事、プレハブ工事
F	維持修繕工事、塗装工事
G	造園工事
H	さく井工事
I	暖冷房衛生設備工事

イ 積算体系が同一（一般管理費等率が同じもの）の異種の工事は次により調整する。

(7) 現場管理費については調整しない。

(4) 一般管理費等については調整する。

ウ 積算体系が異なる異種の工事は調整しない。

#### (4) 調整方法

ア 共通仮設費の調整計算

(7) 積上げ計算部分

a 運搬費

実態に合わせ調整する。

b 事業損失防止施設費

実態に合わせ調整する。

c 安全費

実態に合わせ調整する。

d 技術管理費

実態に合わせ調整する。

e 営繕費

実態に合わせ調整する。

f その他の共通仮設費

実態に合わせ調整する。

(4) 率計算部分

現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は現工事と追加工事の共通仮設費対象額の合計額に相当するその「主たる工種」の共通仮設費率を適用する。

(7) 調整計算の方法

現工事と当該追加工事の共通仮設費対象額を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。

調整の一般式は次のとおりとする。

a 調整の一般式

$$A \leq (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$$

A：当該追加工事の共通仮設費

B：現工事の対象額

D：合算工事の対象額

$\gamma 1$ ：Dに相当する主たる工種の共通仮設費率

$\gamma 2$ ：Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

b 補正率が適用されている場合の一般式

(a) 現工事に補正があり、追加工事に補正がない場合で補正係数が加算の場合

$$A \leq (D \times \gamma 1 + B \times \beta 1) - B \times (\gamma 2 + \beta 1)$$

$\beta 1$  : 現工事の補正係数

- (b) 現工事に補正がなく、追加工事に補正がある場合で補正係数が加算の場合

$$A \leq (D \times \gamma 1 + C \times \beta 2) - B \times \gamma 2$$

C : 当該追加工事の対象額

$\beta 2$  : 当該追加工事の補正係数

- (c) 現工事及び追加工事に補正がある場合で補正係数が加算の場合

$$A \leq (D \times \gamma 1 + B \times \beta 1 + C \times \beta 2) - B \times (\gamma 2 + \beta 1)$$

ただし、前記計算の場合にあつてAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

- (エ) イメージアップ経費（仮設関係、安全関係、営繕関係）の取扱い

- a 積上げ計算部分

実態に合わせ調整する。

- b 調整計算の方法（率計算部分）

- (a) 現工事及び追加工事ともイメージアップ工事の場合

$$A \leq D \times \gamma 1 - B \times \gamma 2$$

A : 当該追加工事のイメージアップ費

B : 現工事の対象額

D : 合算工事の対象額

$\gamma 1$  : Dに相当するイメージアップ費率

$\gamma 2$  : Bに相当する現工事のイメージアップ費率

- (b) 追加工事のみがイメージアップ工事の場合

追加工事のみがイメージアップ工事の場合は追加工事の単独計算とする。

- イ 現場管理費の調整計算の方法

- (7) 現工事と当該追加工事の純工事費を合算したもので率を算出し、各々の現場管理費を求め、現工事の現場管理費を控除したものの範囲内とする。

- (イ) 現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と当該追加工事の純工事費の合計額に対するその主たる工種（それぞれ純工事費の大きい方の工種）の現場管理費率を適用する。

- (ウ) 調整の一般式は次のとおりとする。

- a 現工事、当該追加工事とも補正がない場合

$$A \leq (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A : 当該追加工事の現場管理費

B : 現工事の純工事費

D : 合算工事の純工事費

$\beta 1$  : Dに相当する主たる工種の現場管理費率

$\beta 2$  : Bに相当する現工事の工種の現場管理費率

- b 現工事に補正がなく、当該追加工事に補正がある場合

$$A \leq (D \times \beta 1 + C \times \gamma 2) - B \times \beta 2$$

C：当該追加工事の調整後の純工事費

$\gamma 2$ ：当該追加工事の現場管理費補正率

c 現工事に補正があり、当該追加工事に補正がない場合

$$A \leq (D \times \beta 1 + B \times \gamma 1) - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$$

$\gamma 1$ ：現工事の現場管理費補正率

d 現工事及び当該追加工事に補正がある場合

$$A \leq (D \times (\beta 1 + \gamma 3)) - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$$

$\gamma 3$ ：Dに相当する現場管理費補正率

B、Cに対する $\gamma 1$ 、 $\gamma 2$ が各々異なる場合は純工事費による加重平均補正率とする。

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、Aが当該追加工事単独で積算された所要額よりも大きい場合は当該所要額とする。

ウ 一般管理費等の調整計算の方法

現工事と追加工事の工事原価を合算したもので率を算出し、各々の一般管理費等を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。

$$A \leq (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$$

A：当該追加工事の一般管理費等

B：現工事の工事原価（中止期間中の現場維持等の費用を含む。）

C：当該追加工事の調整後の工事原価

D：合算工事の工事原価

$\alpha 1$ ：Dに相当する一般管理費等率

$\alpha 2$ ：Bに相当する現工事の一般管理費等率

$\beta$ ：追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值

$\delta 1$ ：前払金支出割合による補正係数

現工事と追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、BとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数

$\delta 2$ ：現工事の前払金支出割合による補正係数

一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

現工事と追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、BとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数とする。

### 3 森林整備保全事業におけるイメージアップ経費の積算について

(1) 対象となるイメージアップ内容

工事に伴い実施する仮設備、安全施設、営繕施設等のイメージアップ及び地域とのコミュニケーションに関するものを対象とする。

(2) 適用の範囲

周辺住民の生活環境への配慮、一般住民への建設事業の広報活動及び現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則として、すべての屋外工事を対象とする。

ただし、維持工事でイメージアップの実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることができる。

(3) 積算方法

ア イメージアップ経費の積算は、次の方法により行うものとする。ただし、標準的なイメージアップを行う場合は率計上とし、特別なイメージアップを行う場合は積上げ計上とする。

(ア) 積算方法は以下のとおりとし、共通仮設費にイメージアップ経費として計上するものとする。

$$K = i \cdot P_i + \alpha$$

ただし、K：イメージアップに要する費用

(単位：円、1,000円未満切り捨て)

i：イメージアップ費率

(単位：%、小数第3位四捨五入2位止め)

$$i = 11.0 \cdot P_i^{-0.1380}$$

( $P_i$ が5億円を超える場合は0.69%とする。)

$P_i$ ：対象額（直接工事費（処分費等を除く）＋支給品費（共通仮設費対象分）＋無償貸付機械等評価額）

なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。

$\alpha$ ：積上げ計上分（単位：円、1,000円未満切り捨て）

表3-1 イメージアップ費率

対象額： $P_i$		イメージアップ費率：i (%)	
		地方部	市街地
直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 (共通仮設費対象分) ＋ 無償貸付機械等 評価額	5億円以下 の場合	$i = 11.0 \times P_i^{-0.1380}$	$i = 11.0 \times P_i^{-0.1380} + 1.5$
	5億円を 超える場 合	0.69	2.19

(イ) 率に計上されるものは、表3-2の内容のうち原則として、各計上費目ごと（仮設備関係、安全関係、営繕関係、地域とのコミュニケーション）に1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。

また、選択にあたっては、地域の状況及び工事内容によって組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更することもできる。

(ウ) 積上げ計上分（ $\alpha$ ）に計上するものは、費用が巨額となるためイメージアップ率分で行うことが適当でないと判断されるものとする。

## イ 設計変更について

率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額（ $P_i$ ）の変動に伴うイメージアップ費率  $i$  は変更される。また、積上げ計上分（ $\alpha$ ）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

表 3-2 実施する内容

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 用水・電力等の供給設備</li> <li>・ 緑化、花壇</li> <li>・ ライトアップ施設</li> <li>・ 見学路及び椅子の設置</li> <li>・ 昇降設備の充実</li> <li>・ 環境負荷の低減</li> </ul>
安全関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）</li> <li>・ 盗難防止対策（警報機等）</li> <li>・ 避暑・防寒対策</li> </ul>
営繕関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場事務所の快適化</li> <li>・ 労働者宿舎の快適化</li> <li>・ デザインボックス（交通誘導警備員待機室）</li> <li>・ 現場休憩所の快適化</li> <li>・ 健康関連施設及び厚生施設の充実等</li> </ul>
地域とのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 完成予想図</li> <li>・ 工法説明図</li> <li>・ 工事工程表</li> <li>・ デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む）</li> <li>・ 見学会等の開催（イベント等の実施含む）</li> <li>・ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営</li> <li>・ パンフレット・工法説明ビデオ</li> <li>・ 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）</li> <li>・ 社会貢献</li> </ul>

## 4 山間僻地について

設計積算要領「第 6 請負工事費の積算基準」の「表 6-6 施工地域、施工場所を考慮した共通仮設費率の補正」及び「表 6-23 施工地域、施工場所を考慮した現場管理費率の補正」における「山間僻地」は、各表の(注)書きに規定する内容のほか、次のいずれかに該当する地区とする。

- (1) 別紙 1 山間僻地の判定基準点数表に基づき計算された点数の合計が 50 点を超える地区

- (2) 過疎地域自立促進特別措置法第2条の過疎地域又は山村振興法第7条の規定に基づき振興山村に指定された地域に含まれる地区（工事の施工場所から市町村役場（支所等を含む。）の所在地又は市町村の中心地までの陸路が10km未満である地区を除く。）

## 5 歩掛の補正

標準歩掛の「別紙 森林整備保全事業標準歩掛の留意事項」（以下「留意事項という。」）3に規定する歩掛の増減については、次によるものとする。

### (1) 通勤補正について

標準歩掛の留意事項の6に定める通勤補正の方法は、次のとおりとする。

#### ア 通勤補正の対象とする工事

通勤補正の対象とする工事は、最寄りの市町村役場（支所等を含む。）から施工現場までの通勤に往復90分以上を要する箇所の工事とする。

#### イ 通勤所要時間

通勤所要時間は、通常の通勤経路の所要時間とし、通勤距離を標準速度で除して算出するものとする

#### ウ 通勤補正

通勤補正は、労務歩掛に次の補正係数を乗じて行うものとする。

$$K = 1 + T / 480$$

K：補正係数（%、小数第3位四捨五入）

T：90分を超える通勤時間（分）

### (2) 冬期補正について

#### ア 適用範囲

積雪寒冷地（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された区域のうち、実情に応じて発注者が定める地域。）の屋外工事で、10月1日以降に発注する工事とし、かつ、下記に該当しない工事に適用するものとする。

#### (ア) 工場製作工事

#### (イ) トンネル工事

#### (ロ) 除排雪工事等冬期条件下で施工することが前提となる工事

#### (ハ) 建築工事

#### (ニ) ゼロ国債、翌債等で、契約後直ちに施工する必要が無い工事

#### (ホ) 調査・測量・設計業務

#### (ヘ) (ア)～(エ)の比率が大きい複合工事

#### (ト) 10月31日までに完成する工事

#### (チ) その他、冬期条件による損失が認められない工事

#### イ 補正の方法

補正は、屋外工事となる工事内容に積算される労務費のみを対象とし、便宜的に労務単価に対して行い、次式により冬期補正労務単価を算出して積算するものとする。

$$\text{冬期補正割増し労単価} = \text{公共工事設計労務単価} \times (1 + \text{冬期補正率})$$

(注) 月別冬期補正率は、上限を 0.10 とし、発注者が実状に応じて定める。

#### ウ 補正上の留意事項

- (ア) 設計変更等により工期の変更が生じた場合の冬期補正率は、原則として当初発注の率により行うものとする。
- (イ) 補正後の労務単価は、円未満を四捨五入し、円止めとする。
- (ウ) 運転手（特殊・一般）及び助手は補正対象としないものとする。

### (3) 時間的制約を受ける工事の補正について

継続的に時間的制約を受け、通常の作業時間を確保することができない場合における当該作業の積算に係る労務費の算定は次のとおりとする。

#### ア 時間的制約条件

次の時間帯を避けた施工を必要とする場合とする。ただし、ある特定の日のみの制約（例：毎週○曜日のみ）を受ける場合は適用しない。

- ・ 交通量の多い時間帯
- ・ 通勤・通学の時間帯
- ・ 公的な輸送機関（バス・鉄道等）のピークとなる時間帯
- ・ 工事場所周辺地域の生活、各種営業活動等の時間帯等
- ・ その他継続的に時間的制約を受ける時間帯

#### イ 制約を受ける作業時間の適用範囲

制約を受ける作業時間については、4時間/日以上 7.5時間/日以下とする。

なお、制約を受ける作業時間が4時間/日未満の場合は、別途施工条件等を考慮し適正に積算するものとする。

#### ウ 労務費の算定方法

時間的に制約を受ける工事の設計労務単価の補正割増しは、以下の方法により行うものとする。

##### (ア) 作業時間の算出

拘束時間 = 作業終了時間 - 作業開始時間（なお、標準拘束時間は9時間とする）

作業時間 = 拘束時間 - 1時間（休憩時間帯）（なお、標準作業時間は8時間とする）

##### (イ) 補正割増し係数

時間的制約状況の程度	補正割増し係数
時間的制約を受ける場合	1.06
時間的制約を著しく受ける場合	1.14

(注) 時間的制約を受ける場合とは、作業時間が7時間/日を超え7.5時間/日以下をいう。

時間的制約を著しく受ける場合とは、作業時間が4時間/日以上7時間/日以下をいう。

##### (ウ) 労務単価の補正割増し

労務単価は、次式により補正割増しを行うものとする。

- a 通常勤務すべき時間帯（8時～17時）内において作業時間に制約を受ける場合の労務単価  
割増し労務単価＝公共工事労務単価×補正割増し係数
- b 施工条件により、やむを得ず通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を外して作業を行う場合の設計労務単価  
割増し労務単価＝〔公共工事労務単価＋割増し賃金〕×補正割増し係数
- c 労務単価に他の特殊割増し（積雪寒冷地域での冬期補正割増し等）を合わせて考慮する場合は、割増し部分が重複しないように注意するものとする。
- d 機械付労務の労務費についても補正割増しの対象とする。

エ 機械損料の補正

時間的制約を受ける工事の積算にあたって、機械損料を補正する場合には「森林整備保全事業建設機械経費積算要領」（平成11年4月1日付け11林野計第134号林野庁長官通知）により行うものとする。

オ 工期の設定

時間的制約を受ける工事の工期設定にあたっては、制約された作業時間により適正な工期の設定を行うものとする。

(4) 夜間工事の補正について

次に掲げる場合は、労務単価の補正割増しを行うものとする。

ア 通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を超えて作業を計画する場合は、以下の補正割増しを行うものとする。

(ア) 深夜時間（22時～5時）については、深夜時間外割増し（基準額×割増し対象賃金比×1.50）とする。

(イ) 上記(ア)以外の通常勤務すべき時間帯（8時～17時）を超えた時間帯は、時間外割増し（基準額×割増し対象賃金比×1.25）とする。

なお、休憩は超過勤務4時間を超えるごとに30分の休憩を与えるものとする。

イ 2交替、3交替を計画する場合、所定労働時間（実働時間8時間＋休憩時間1時間）内は、基準額とする。そのうち、深夜時間（22時～5時）にかかる時間帯は、深夜割増し（基準額×割増し対象賃金比×0.25）を加算するものとする。

ただし、2交替制の場合であって、所定労働時間を超える場合は、時間外割増し（基準額×割増し対象賃金比×1.25）及び深夜時間外割増（基準額×割増し対象賃金比×1.50）を加算する。

ウ 現場条件により、やむを得ず通常勤務すべき時間帯（8時～17時）をはずして作業を計画する場合は、次によるものとする。

(ア) 所定の労働時間内で、17時から20時及び6時から8時にかかる時間帯は基準額とする。

(イ) 所定労働時間内で、20時から6時にかかる時間帯は、基準額に1.5を乗ずる。

ただし、作業開始から所定労働時間内までとし、所定労働時間を超えた時間帯については、アによる。

## 6 山林砂防工の適用条件について

(1) 山林砂防工の作業内容

山林砂防工は、山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治

山砂防事業（主として山間遠隔地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うものとする。

- ・ 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等
  - ・ 人力による資材の積込み、運搬、片付け等
  - ・ 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等
  - ・ その他の作業において必要とされる関連業務
- (2) 標準歩掛の留意事項の 7 (2)において定める「山林砂防工を適用しない工事等」の主な事例は次のとおり。

ア 林道工事と同種工事と見なされる工事

(ア) 管理車道の開設工事

(イ) 保安林管理道整備事業のうちの車道の開設・改良の工事

イ 造林作業と同種と見なされる作業

(ア) 山腹工事及びなだれ防止林造成工事以外の工事において行う植栽、客土及び苗木運搬の作業

(イ) 下刈、雪起こし、除伐、本数調整伐、枝落とし、施肥等の保育及び仮植の作業

(ロ) 砂地造林、砂草植栽、埋わら、静砂垣・防風垣等の築設の作業

(ハ) 支柱工、人力地拵（伐開、片付）、立木整理の作業

(ニ) 管理歩道の開設に係る作業

ウ ①及び②（上記ア及びイ）に準じる工事等

作業場所が平坦である作業であって、次のいずれかに該当する作業とする。

(ア) コンクリート根固ブロックの製作、運搬及び据付の作業

(イ) ボーリング工、集水井工、アンカー工、杭打工等の作業ヤード、作業構台等を設ける場合のある工種において作業ヤード、作業構台等を設け、その上で行う場合の作業

ただし、勾配がおおむね 30%以上の箇所において行う鉄筋挿入工その他これに類する工種であって、作業箇所毎の人力による組立て・解体等を伴う作業を行う場合を除く。

(ロ) 土工機械の解体・組立に関する作業

(ハ) 道路、宅地等の平坦部（着工後に平坦となる床掘部、作業道等を除く。）に近接する工事箇所において、当該平坦部において行う作業及びトラッククレーン又はラフテレーンクレーン（以下「トラッククレーン等」という。）が使用可能な区域内において行う作業。ただし、トラッククレーン等の規格は、道路、宅地等に設置可能であり、かつ、設計積算に用いる機種とする。

- (3) 山林砂防工適用の判断の根拠とする勾配の測定範囲は、別紙 2 標準勾配測定範囲を標準とする。

## 7 請負工事の特許使用料の積算

請負工事費の積算において必要な特許使用料の算定については、次のとおりとする。

ただし、これにより難しい場合は、別途考慮するものとする。

(1) 特許使用料の適用

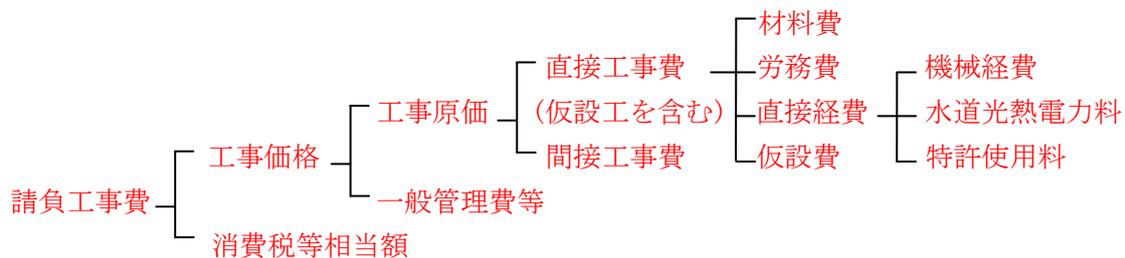
特許使用料の適用は、特許権等に係る施工法、試験法、製造法並びに特許権、実用新案権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等、工業所有権等に係るもの全てを対象とした特許工法等とし、特許法に基づく手続きのうち、設定登録が完了している場合及び出願を完了し、かつ、設定登録が完了していない手続き期間において、当該工法等を使用する積算に適用する。

また、特許使用料を計上するのは、共有特許及び民間特許工法等を使用する場合とする。

(2) 特許使用料の積算

特許使用料等は、工事を施工するのに直接必要とする経費とし、その算定は契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とする。

なお、特許権、実用新案権及び意匠権等を用いて施工・製作させた装置等については、特許使用料が含まれている場合があることに留意するものとする。



- (注) 1. 共有特許工法等を使用する場合は、当該特許工法に係る全ての特許使用料を計上する。  
2. 仮設費は、共通仮設費に含まれるものを除く。

8 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について

請負工事を一時中止した場合の増加費用等の負担についての算定は、次のとおりとする。

ただし、これにより難しい場合は、別途考慮するものとする。

(1) 増加費用等の適用及び範囲

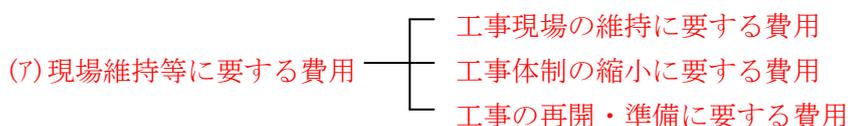
ア 増加費用等の適用

増加費用等の適用は、発注者が工事全体の一時中止（主たる工種の部分中止により工期が延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について請負者から請求があった場合に行うものとする。

なお、経常的な維持工事である場合及び一時中止期間が3箇月を超える場合は適用しないものとする。

イ 増加費用等の範囲

一時中止に伴う増加費用等の範囲は、下記の現場維持等に要する費用及び本支店における増加費用等とする。



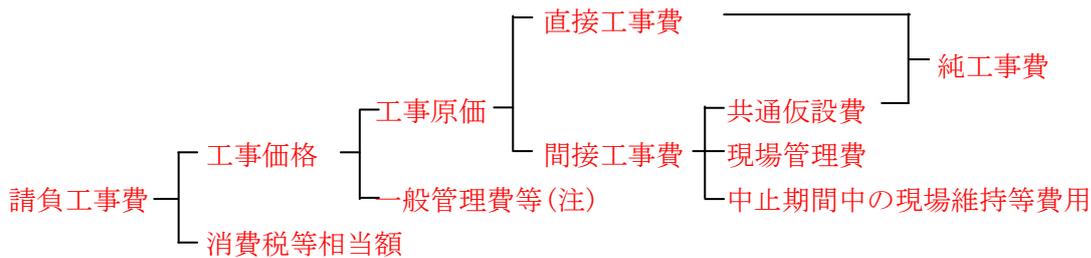
(イ) 本支店における増加費用

(2) 増加費用等の算定

ア 増加費用等の構成

増加費用等の算定は、中止期間中の現場維持等に要する費用を工事原価に含め一般管理費等の対象とする。

なお、一時中止に伴い発注者が新たに受取対象とした材料、直接労務及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理するものとする。



(注)一時中止に伴う本支店における増加費用を含む

イ 中止期間中の現場維持等に要する費用

(ア) 積算内容

中止期間中の現場維持等に要する費用は、積上げ計上する費用（以下、「積上げ項目」という。）及び率で計上する費用（以下、「率項目」という。）により積算するものとする。

a 積上げ項目

積上げ項目は、直接工事費（仮設工含む）及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用であり、次の内容とする。

- (a) 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用
- (b) 直接工事費（仮設工含む）及び事業損失防止施設費における項目で現場維持等に要する費用

b 率項目

一時中止に伴い増加する費用のうち、現場経費で算定する内容は次のとおりとする。

(a) 運搬費の増加費用

現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用及び大型機械類等の現場内小運搬。

(b) 安全費の増加費用

工事現場の維持に要する費用（保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用）

(c) 役務費の増加費用

仮設工に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金

(d) 営繕費の増加費用

現場事務所、労働者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用

(e) 現場管理費の増加費用

現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

(イ) 算定方法

一時中止に伴う現場維持等に要する費用は、次式により算定する。

$$G = dg \times J + \alpha$$

G：中止期間中の現場維持等の費用（円、1,000円未満切り捨て）

dg：一時中止に係る現場経費率（%、小数点以下第4位四捨五入3位止め）  
（前記(ア) bに示す率項目）

J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（円、1,000円未満切り捨て）

$\alpha$ ：積上げ費用（円、1,000円未満切り捨て）  
（前記(ア) aに示す積上げ項目）

一時中止に伴い増加する現場経費率は、次式により算定する。

$$dg = A \left\{ \left[ \frac{J}{a \times J^b + N} \right]^B - \left[ \frac{J}{a \times J^b} \right]^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

dg：一時中止に伴い増加する現場経費率（%、小数点以下第4位四捨五入3位止め）  
（前記(ア) bに示す率項目）

J：対象額（一時中止時点の契約上の純工事費）（円、1,000円未満切り捨て）

N：一時中止日数（日）

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長日数。

R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A：  
B：  
a：  
b：

各工種毎の係数

表 8 - 1 各工種毎の係数

工種区分	係数A			係数B	係数a	係数b
	地方部(一般交通等の影響なし)	地方部(一般交通等の影響あり)山間僻地・離島	市街地(DID 地区・準ずる地区)			
海岸工事	105.5	111.4	115.2	-0.1120	1.6285	0.2498
道路改良工事	339.5	358.7	370.9	-0.1935	0.4461	0.3348
鋼橋架設工事	550.3	581.5	601.3	-0.2612	0.0717	0.4607
PC橋工事	476.3	503.2	520.4	-0.2330	0.8742	0.3058
舗装工事	453.4	479.0	495.4	-0.2108	0.0761	0.4226
トンネル工事	293.8	310.3	321.0	-0.1718	0.0973	0.4252
治山・地すべり等工事	151.0	159.5	164.9	-0.1379	0.4267	0.3357
道路維持工事	96.0	101.4	104.9	-0.0926	0.1699	0.3933

(注) 上式は、平成 28 年 4 月 1 日以降に一時中止の解除を行った工事から適用する。

別紙1 山間僻地の判定基準点数表

分類	工事箇所から主要地点までの距離	細分	陸路及び点数																					
			2 k m以上	4	6	8	10	12	14	16	20	24	28	32	36	40	44	48	54	60	66	72	80	90
I	駅又は停留所		3	6	9	12	15	18	21	24	30	36	42	48	54	60								
II	①小学校 ②中学校 ③郵便局 ④役場 ⑤診療所	A	1	2	4	6	8	10	12															
		B	0	1	1	2	3	4	5	6	8	10	12											
III	①病院 ②高等学校 ③金融機関 ④スーパーマー ケット	A	1	2	3	4	5	6	8	10	12													
		B	0	1	1	1	2	2	3	3	4	5	6	8	10	12								
IV	①総合病院 ②市の中心地	A	1	1	1	2	3	4	5	6	8	10	12											
		B	0	1	1	1	1	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
V	①県庁所在都市等の中心地	A	0	1	1	1	1	1	2	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12				
		B	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5	6	7	8	9	10

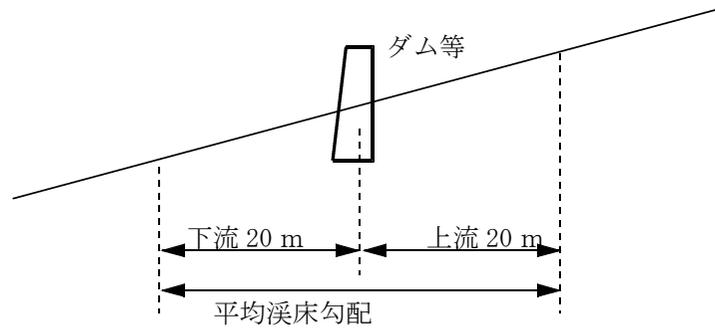
- (注) 1 細分欄のAは交通機関のない部分、Bは交通機関のある部分を示す。  
 2 点数の計算方法は、主要地点の各区分毎に、以下の例により計算し合計する。

工事箇所から 駅 までの距離 20 k m 30点  
 " 小学校 " 10 k m (Aの部分5 k m Bの部分5 k m) 2 + 1 = 3点

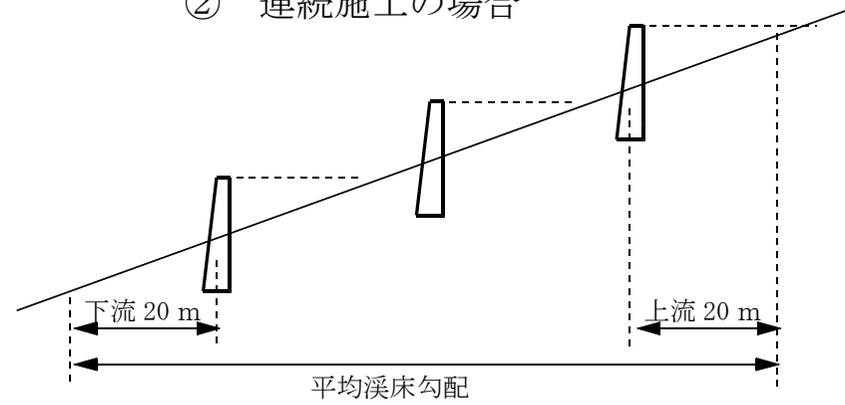
## 別紙2 標準勾配測定範囲

### 1 溪間工

#### ① 単独施工の場合

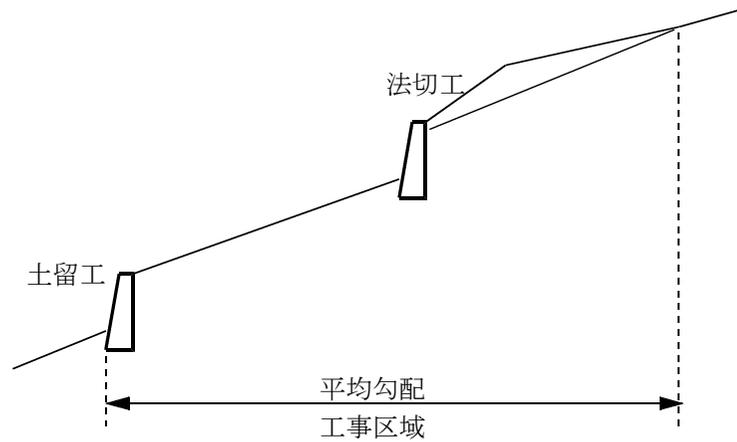


#### ② 連続施工の場合



### 2 山腹工

#### ① 山腹工



② 山腹工+溪間工

